

大学敷地内全面禁煙へ向けた受動喫煙防止対策について

(令和7年2月5日 安全衛生委員会決定、令和7年2月18日役員会承認)

＜本学の受動喫煙防止に関する方針＞

望まない受動喫煙を防止し、喫煙者を含む全ての学内構成員の健康を守るため、大学敷地内全面禁煙を始めとする受動喫煙防止対策を推進する。

＜受動喫煙防止対策＞

- 2026年4月から大学敷地内を全面禁煙とする。

- 事務局に寄せられている苦情や喫煙に関するアンケートの結果を踏まえつつ、喫煙者が禁煙に取り組める期間を確保するため、2025年度中は敷地内全面禁煙へ向けた移行期間とし、段階的に受動喫煙防止対策を実施する。

【2025年4月から】

- ・ 建物に隣接する事務局棟西側、図書館北側及び事務局棟別館の喫煙所を廃止
- ・ 就業中の喫煙禁止（裁量勤務職員を除く）
- ・ 喫煙後は10分間建物内（※全面禁煙後は「敷地内」）に戻らないようにするルールの設定（教職員・学生共通）

【2025年10月から】

- ・ 各領域棟付近の喫煙所を「加熱式たばこ・電子たばこ専用喫煙所」に変更し、紙巻きたばこの使用を禁止（灰皿を撤去）
※ 上記専用喫煙所で引き続き紙巻きたばこの使用が多く見られる等、ルール違反が続く場合には、敷地内全面禁煙の時期を前倒して実施する可能性があることを周知する。

- 敷地外での路上喫煙やポイ捨てが増えることへの対策として、以下の事項を周知徹底する。

- ・ 本学支援財団所有の関係施設（高山サイエンスプラザ、高山サイエンス駐車場、グラウンド・テニスコート及び周辺通路等）を含む、大学以外が所有する敷地内で許可なく喫煙しないこと。

※ 本学支援財団所有の関係施設は既に一部施設が全面禁煙となっているが、財団側が本学敷地内全面禁煙と併せて財団敷地内を全面禁煙とする意向を示している。

- ・ 公共の場所においては、歩きたばこ（自転車等を含む移動しながらの喫煙）は生駒市の条例によって禁止されており、路上喫煙（立ち止まっただけの喫煙）も条例の定める要件を全て満たす必要があること。

➤ 条例の定める要件

- (1) 他者の通行の妨げにならない場所に停止する。
- (2) 自らの喫煙により他者に煙を吸わせないようにする。
- (3) 吸い殻入れを使用する。

- ・ 大学の正門側は、歩道の道幅が狭くバス停もあり条例に抵触しやすい環境であることから、正門側の歩道では喫煙を控えること。

併せて、貼り紙、見回り、違反者への声かけ等による対策を強化することで喫煙者のマナー向上に努める。

- 大学構成員の喫煙率を減少させるため、以下の取組を行う。
 - ・ 保健管理センターにおいて、禁煙相談（ニコチンパッチの配布等）が可能であることのアピールを強化する。また、引き続き新入生オリエンテーション等で禁煙教育を行う。
 - ・ 教職員採用募集、学生募集時の要項等に「2026年4月から大学敷地内が全面禁煙となる（なった）ため、事前に禁煙することを推奨する」旨の記載を行う。
- 敷地内全面禁煙までの可能な限り早い時期までに学内でのタバコ販売を停止するようデイリーヤマザキと協議する。

以上

奈良先端科学技術大学院大学 大学敷地内全面禁煙 ロードマップ

